

宮城県上地下水一体官民連携運営事業（みやぎ型管理運営方式）競争的対話における応募者との協議記録

②突発的な事象による増加費用及び損害に関する特則の追加(実施契約書（案）第65条関連)

回	書類名	頁	条	項	号/目	項目	内容	回答
第1回	実施契約書 (案)	25	第056条	第02項		運営権者収受額の臨時改定	水道用水供給事業又は工業用水道事業において、原水水質の継続的な悪化により、薬品費、電力費、廃棄物処理費、水質分析費、仮設機器・工事費等の費用が大幅に増加した場合、「本契約締結時点で予測困難な事業環境の変化により、運営権者収受額を改定する必要がある」として運営権者収受額の臨時改定に関する協議を申し入れることができるとの理解でよろしいでしょうか。	原水水質の悪化が継続し、「事業環境の変化」と評価する程度に至った場合には、実施契約書（案）第56条第2項に定める運営権者収受額の臨時改定協議の対象となり得ます。
第1回	実施契約書 (案)	26	第059条	第01項	(3)	水量又は水質の変動	原水水質の悪化かつ追加の施設整備が必要な場合に限り増加費用が補償されることとなっておりますが、新たな汚染物質の流入への対応や疫病対策のために、新たな薬品の投入が必要となり、薬品費が増大した場合についても、運営権者のコントロールが及ばない本事業に不可避の費用として、県による増加費用の負担又は運営権者収受額の改定を認めて頂けないでしょうか。	汚染物質や疫病の影響によって薬品費の調達コストが上昇した場合には、実施契約書（案）第55条第2項第1号又は第56条第1項第3号に従って運営権者収受額の定期改定又は臨時改定の対象となり得ます。また、疫病の影響が継続し、「事業環境の変化」と評価する程度に至った場合には、実施契約書（案）第55条第3項又は第56条第2項に定める運営権者収受額の改定協議の対象となり得ます。
第1回	実施契約書 (案)	29	第065条	第01項		不可抗力による増加費用・損害の扱い	不可抗力に起因して恒常的に原水の水量や水質、下水道事業の流入水量や流入水質が変動した場合、第65条第1項で県が負担する増加費用には、運営権設定対象施設を不可抗力発生前の状態に復旧するための費用だけでなく、当該変動に対応して要求水準を充足するために必要な新たな設備の投資のための費用も含まれることをご確認下さい。	実施契約書（案）第65条第1項に定める損害又は増加費用は、運営権設定対象施設について生じた増加費用又は損害に限られ、不可抗力に起因する新たな設備の投資のための費用について同条項の適用はありません。 なお、実施契約書（案）第65条第1項第1号に定める運営権設定対象施設の「復旧」とは、要求水準を充足する機能を回復させることを原則とし、不可抗力に関連する補助金制度における取扱いを前提として、改良復旧も可能な範囲でできるだけ取り入れることを想定しています。
第2回	実施契約書 (案)	30	第065条	第01項		不可抗力による増加費用及び損害の扱い	第1回競争的対話の回答によれば、第65条第1項による補償の対象は、運営権者対象施設について生じた（物理的な影響が生じた場合の）増加費用・損害に限られるとされています。したがって、例えば疫病のまん延によっては施設に物理的な損害は生じないため、疫病により生じる増加費用・損害は、現状、本条では補償されないものと理解しております。しかし、かかる増加費用・損害（具体例は、前記の第56条第1項についての質問をご参照下さい。）は、運営権者がコントロールできない事象によるもので、かつ、誰が本事業を運営していても当該不可抗力事象が発生すれば不可避免的に生じる増加費用・損害であり、運営権者のみが負担し、本条の全体的な経営に引き続き責任を負う貴県が全く負担しないのは、公平ではないと考えます。（さらに、補償対象が補助金制度とリンクしているのは、他の事例でも見られる規定ですが、いずれも公共側の都合を反映したものにすぎず、また、疫病のような物理的な影響を生じない不可抗力リスクへの対応が十分に議論されてこなかったことによるものであって、当事者間の合理的なリスク分担の観点から導かれたものではないものと理解しております。）したがって、かかるリスクについての公平な分担について、第二回競争的対話において改めて協議させて頂ければと存じます。 この点、例えば、①疫病の蔓延を含めた不可抗力により直接生じた増加費用・損害、水質維持に必要な増加費用・損害については、県と協議の上、リスク分担を決する、又は、②運営権者収受額の定期改定又は運営権者収受額の臨時改定によっても当該増加費用又は損害が補填されなかった場合に限り、県は、当該補填されなかった増加費用又は損害について補償するとして頂けないでしょうか。 なお、疫病に限らず、自然災害による非常時の給水対応や一時的な備品購入費用なども本条による損害の補償の適用は受けず、第56条による臨時改定により協議可能とされているのみでは、運営権者に損害が生じている以上、不合理な結論と考えております。	原案のとおりとします。 なお、突発的な事象（カビ臭原因物質の発生などを含みます。）に起因する一時的かつ多額の増加費用について、官民でリスク分担が可能となる協議を行う枠組みについて検討中です。検討結果は追って提示します。

回	書類名	頁	条	項	号/目	項目	内容	回答
第3回	実施契約書(案)	30	第065条	第01項		不可抗力を含む突発事象による、物理的な損害を除く増加費用の補償の枠組みについて	<p>第2回競争的対話では、一時的な水質や水量の変動に限らず、不可抗力等の突発事象による増加費用について、官民で公平なリスク分担を図るために、既存の条項と整合性を図りつつ、56条・65条とは別に新たな規定を設けるので、10月中には文案を示すとのこと回答でした。第2回の対話からすでに2か月が経過しておりますので、遅くとも第3回競争的対話の前日までには実施契約における条項として開示頂きますようお願いいたします。</p> <p>また、新設条文は、「一時的な水質や水量の変動」(実施契約書(案)第59条第1項柱書)に起因したものに限り、かつ、不可抗力による物理的損失以外の増加費用についても範囲に入れた規定として頂きますようお願いいたします。</p> <p>運営権者に増加費用が発生するケースとしては、第2回競争的対話で質問させて頂いたとおり、水質、水量の変動によるもの以外に右記が想定されます。例えば、①疫病蔓延の際に想定される増加費用として、業務復旧・消毒等の追加対応のための人件費や薬品等の費用、一時帰休等に伴う従業員への補償等の費用、②豪雨等の自然災害その他不可抗力により施設が破壊され断水となり、その間、従業員を増員して給水対応を実施した際の人件費、断水中に特別に調達した不足物資の調達費用、必要な物資や代替装置の購入費用、③不可抗力により消失した維持管理用のストック品、備品の再購入費用、④放射能汚染により生じた防護マスクや計量機器の調達等の一時的な増加費用又は汚染汚泥の保管費用、処分費用等の継続的な増加費用です。</p> <p>本件は、民間事業者が本事業に参画するリスクを把握するうえで大変重要な規定だと考えておりますので、協議のプロセスを保障いただけますようお願いいたします。</p>	令和2年11月26日改訂版の実施契約書(案)第65条の2をご確認ください。なお、不可抗力等の突発事象に関しては、第65条の2では、第56条が適用されない一時的な事象に対応することを想定しています。
第3回	実施契約書(案)	30	第065条			不可抗力を含む突発事象による、物理的な損害を除く増加費用の補償の枠組みについて	官民で公平なリスク分担を図る新たな規定について、費用分担の割合については、少なくとも各事業における県と運営権者の収受額の割合を超える負担は不合理であり、それぞれの収入に応じた費用負担を考慮して頂きたい旨の要望をお伝えしましたが、改めてお願いいたします。	令和2年11月26日改訂版の実施契約書(案)第65条の2をご確認ください。同第65条の2の適用に当たっては、個別具体的な事象を前提として、公平なリスク分担となるよう、増加費用の範囲及びその負担割合について協議することを想定しています。
第3回	実施契約書(案)	30	第065条			不可抗力を含む突発事象による、物理的な損害を除く増加費用の補償の枠組みについて	官民で公平なリスク分担を図る新たな規定について、補償という観点から、協議時点で既に発生した当該事象と相当因果関係のある増加費用についても救済の対象となるようお願いいたします。	令和2年11月26日改訂版の実施契約書(案)第65条の2をご確認ください。同第65条の2の適用に当たっては、個別具体的な事象を前提として、公平なリスク分担となるよう、増加費用等の範囲及びその負担割合について協議することを想定しています。なお、増加費用等の範囲については、突発事象と増加費用等の間に相当因果関係が認められるかを基準とします。
第3回	その他					参考資料集5.1.8.6 資料4 一時的な水質や水量の変動に係るリスク分担について	資料4として提示いただいたリスク分担の考え方ですが、同書面の第3項「検討結果」の(案)において、「活性炭以外の事象(初めて生じた事象)」には、同書面第2項にあるとおり、「提案時点で予見できない一時的な事象により、対策費用や運転経費等が高騰する場合」が該当し、水質や水量の変動だけでなく、想定外の事象であって、運営権者の責めに帰すべき事由によらずに、一時的に対策費用や運転経費が高騰させる事象を差し、具体的に対象となる事象は県と運営権者の間で協議して定めるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

回	書類名	頁	条	項	号/目	項目	内容	回答
第3回	その他					資料4 一時的な水質や水量の変動に係るリスク分担について 3. 検討結果 協議による補償等の考え方 (案)	<p>「活性炭以外の事象（初めて生じた事象）に対しては、予め県と運営権者として協議した上で実施した対策に係る費用を対象とする」という記載があります。</p> <p>・「活性炭以外の事象（初めて生じた事象）に対しては、」の部分について、補償の協議の対象を「初めて生じた事象」に限定する趣旨の場合、「過去経験したことがない規模の損害が発生するような豪雨、暴風、高潮、洪水、落盤、地滑り、噴火、地震、津波その他の自然災害又は戦争、暴動、騒乱、騒擾、疫病、テロ、放射能汚染、放火その他の人為的な現象」は「初めて生じた事象」に含まれる、という理解でよろしいでしょうか。</p> <p>・上記事象が協議の対象に含まれる場合、以下に例示した①～⑤までのような増加費用についても、「予め県と運営権者として協議した上で実施した対策に係る費用」に含まれる、という理解でよろしいでしょうか。含まれない場合は、これらの費用も高額になり、運営権者が安定した事業運営を行う上で多大な影響を与える場合もあり得ますので、補償の対象に含めて頂きたい、明確に規定に含めて頂くようお願い申し上げます。</p> <p>①疫病蔓延の際に想定される増加費用として、業務復旧・消毒等の追加対応のための人件費や薬品等の費用、一時帰休等に伴う従業員への補償等の費用  ②豪雨等の自然災害その他不可抗力により施設が破壊され断水となり、その間、従業員を増員して給水対応を実施した際の人件費、断水中に特別に調達した不足物資の調達費用、必要な物資や代替装置の購入費用  ③不可抗力により消失した維持管理用のストック品、備品の再購入費用  ④放射能汚染により生じた防護マスクや計量機器の調達等の一時的な増加費用又は汚染汚泥の保管費用、処分費用等の継続的な増加費用  ⑤放射能汚染、工場排水による水質汚濁などの人為的な不可抗力により原水水質が悪化した場合に、一時的に必要な薬品費用など</p>	<p>活性炭以外で対象となるのは、契約締結時点で予測困難な突発的かつ一時的な事象であり、不可抗力を含みますがこれに限られません。また、義務事業又は附帯事業の実施に重大な悪影響を及ぼす程度の増加費用または損害に限定されます。</p>